

運転免許更新講習のテキストを見る

富田悦哉

私はペーパードライバーで、運転免許証は「ゴールド」です。このたび5年ぶりに免許更新があり、講習を受けてきました。

5年の間には道交法改正も行われ、配付された講習テキストは見た目にも変化しています。“飽きられないようにする”という配慮もありそうですが、警察等が何を重視しているかがうかがえて興味深いです。

5年前は3冊配付されましたが、今回は2冊になりました。講習テキスト『安全運転のしおり』『交通教本』をウォッチングしてみます。

自転車思いやり五則

- ① 車道では自転車にやさしさと思いやり
- ② 自転車の近くを通るときはゆっくりと
- ③ 交差点では自転車の巻き込みに注意
- ④ ドアを開けるときは自転車に注意
- ⑤ 自転車に危険を感じたらまず停止



～ 運転免許本部 ～



街とともに。人とともに。
FOR MORE COMMUNICATION

やさしさが 走るこの街 この道路

— 交通事故や犯罪被害に遭わないために —
警視庁ホームページ

<http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/>

安全な暮らしコーナーをぜひご覧下さい。

運転免許証を失効させて試験を受け直している方が多くなっています。
失効させないため、誕生日には免許証の有効期間を確認してください。
(更新連絡ハガキがなくても免許証の更新はできます。)

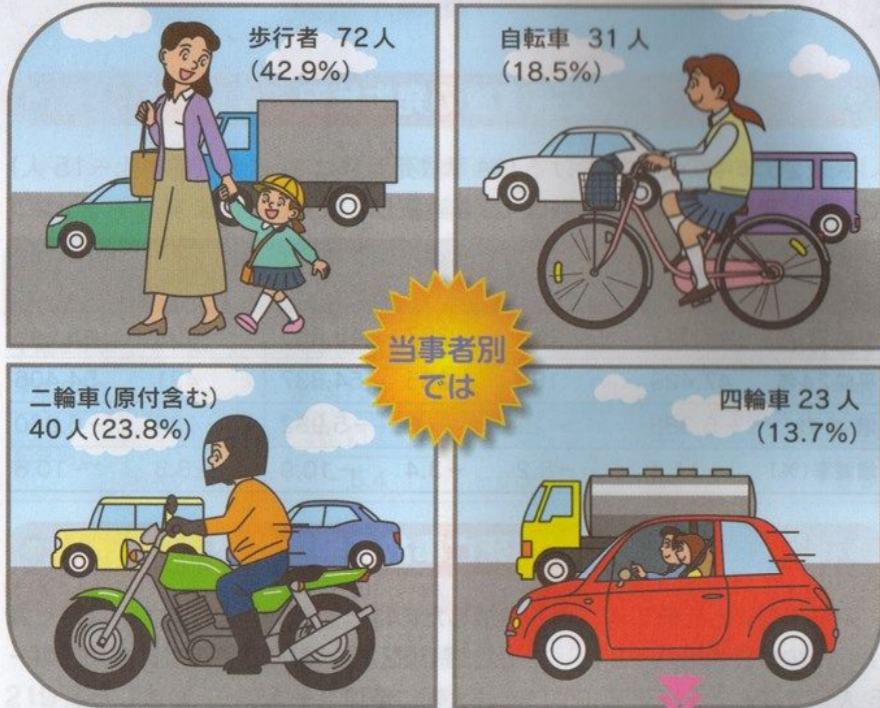
封筒

この封筒にテキスト一式が入って、配られました。

表面に「自転車思いやり五則」なるものが印刷されています。

全員に配られる封筒の表面を利用して、自転車に対する配慮を啓発しているのは良いと思います。

死亡事故の傾向



当事者別では

年齢層別では
高齢者(65歳以上)で72人(42.9%)、40歳代で22人(13.1%)が亡くなっています。

23人のうち、12人はシートベルトを着用していませんでした。
後部座席もシートベルトの着用が義務付けられています。また、妊娠中の方も、シートベルトを正しく着用することによって、母体と胎児を守ることができます。

昼夜別では
78人(46.4%)が昼間の事故(午前6時~午後6時)で、90人(53.6%)が夜間の事故(午後6時~午前6時)で、亡くなっています。

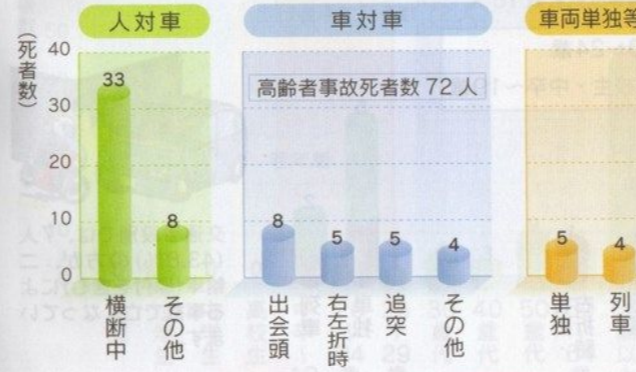
道路形状別では
131人(78.0%)が交差点や交差点付近の事故で亡くなっています。単路は26人(15.5%)です。



死亡事故の特徴

● 高齢者死亡事故の特徴(事故類型別)

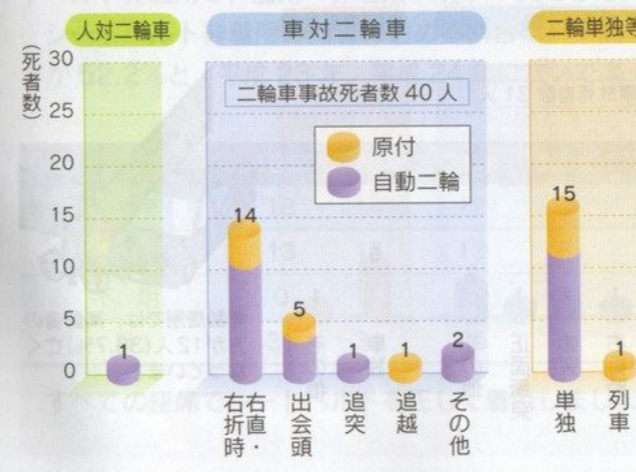
高齢者の死亡事故は、横断中の事故が最も多く、33人(45.8%)が亡くなっています。また、車両同士の事故のうち、出会い頭の事故が8人(11.1%)で最も多く、車両単独は5人(6.9%)となっています。(平成25年中)



道路形状別では58人(80.6%)の方が、交差点・交差点付近の事故で亡くなっています。

● 二輪車死亡事故の特徴(事故類型別)

二輪車死亡事故で最も多いのは、路外逸脱やガードレールに衝突する等の単独事故で、15人(37.5%)が亡くなっています。また、車と二輪車の事故では、右折時の事故が14人(35.0%)となっています。(平成25年中)



年齢層別では、40歳代の方が12人(30.0%)亡くなっています。

都内の交通事故

『安全運転のしおり』4ページ 《死亡事故の傾向》

「当事者別」という数が出ています。歩行者、自転車の死亡人数が多いですが、もちろんクルマがらみの事故による死亡がほとんどで、クルマが存在するがための死と言えます。

自転車事故を防止するために

信号機のある交差点では、四輪車が右折する際に自転車と衝突する事故が多くなっています。

ドライバーの死角から飛び出してくる自転車に注意しましょう。



● 自転車の安全利用

朝の通勤時に、自転車で歩行者にけがをさせる事故が多発しています。原因として、自転車利用者の脇見や不注意、すり抜けなど無理な通行が多くなっています。自転車の基本的な通行ルール（自転車安全利用五則）を守りましょう。

自転車安全利用五則

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
 - ・ 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - ・ 夜間はライトを点灯
 - ・ 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用



東京都道路交通規則では、自転車利用者の次のような行為が禁止されています（罰則：5万円以下の罰金）。

- ・ 傘を差しながら等の運転
- ・ 携帯電話で通話しながら等の運転

『しおり』14ページ。《自転車事故を防止するために》

自転車についてのページが増えていました。

クルマ運転者の予想を外れた自転車の挙動が事故の主因として指摘されています。

自転車もまた「車両」として、ルールを守り秩序ある行動をする必要があります。

飲酒運転を根絶するために



飲酒運転は犯罪です

酒に酔って、又は酒気を帯びての運転は厳しく罰せられます。
飲酒運転による悲惨な事故を防ぐためにも、「飲んだら乗らない」の徹底を。

罰則	運転者が酒酔い運転	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
	運転者が酒気帯び運転	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

違反点数	酒酔い運転		35点
	酒気帯び運転 (呼気1ℓ中のアルコール濃度)	0.25mg/ℓ以上	25点
		0.15mg/ℓ以上 0.25mg/ℓ未満	13点

酒類の提供・車両の同乗者も罰せられます

飲酒運転をした本人だけでなく、酒類の提供者や車両の同乗者も厳しく罰せられます。
(酒類の提供・車両の同乗者に対する罰則)

罰則	運転者が酒酔い運転	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	運転者が酒気帯び運転	2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

飲酒した人に車両を提供してはいけません

飲酒をした人に車両を提供した場合、その提供者も罰せられます。
(車両提供者は運転者と同じ罰則)

罰則	運転者が酒酔い運転	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
	運転者が酒気帯び運転	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

『しおり』48ページ。《飲酒運転根絶》

「犯罪です」として、罰を強調していますが。飲酒運転するような意志薄弱な人にどれだけ届くものか…
即免許停止くらいでないとダメなのでは？

17 自転車の検査等に関する規定の新設

平成25年12月1日施行

警察官は、内閣府令で定める基準に適合するブレーキを備えていないため交通の危険を生じさせるおそれがあると認められる自転車が通行しているときは、停止させてブレーキを検査できるようになりました。

さらに、危険を防止するために必要な応急措置を命じ、応急措置では必要な整備ができない場合は、その自転車を運転しないよう命ずることができるようになりました。

また、これらの命令に違反した者に対する罰則も整備されました。



ブレーキのない自転車に乗ってはいけません!



18 軽車両の路側帯通行に関する規定の整備

平成25年12月1日施行

自転車等の軽車両が通行できる路側帯は、道路の左側部分に設けられた路側帯に限ることとされました。



自転車の右側通行はいけません!

※路側帯の右側通行をした場合は、通行区分違反として、3ヵ月以下の懲役または5万円以下の罰金

19 自転車を一方通行とする規制標識の新設

平成23年9月12日施行

自転車の交錯による事故の危険性を減少させ、自転車道・歩道での自転車の通行を整序化するとともに、自転車道などの自転車通行環境の整備を推進するために、規制標識「自転車一方通行」が新設されました。



自転車安全利用5則

1 自転車は、車道が原則、歩道は例外



道路交通法上、自転車は軽車両と位置づけられています。歩道と車道の区別があるところでは、原則として車道を通行します。



普通自転車は、自転車道があるところでは、原則として自転車道を通らなければいけません。

2 車道は左側を通行



車道や自転車道では、原則として左側に寄って通行します。ただし、標識や標示によって通行区分が示されているときは、それに従わなくてはなりません。

3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行



歩道では、すぐに停止できる速度で走行し、歩行者の通行を妨げるおそれのある場合は一時停止しなければなりません。

4 安全ルールを守る



○ 飲酒運転・二人乗り・並進は禁止されています。
○ 夜間はライトを点灯しましょう。
○ 交差点では信号を遵守し、一時停止・安全確認もしっかりと。

5 子供はヘルメットを着用



安全のため、子供はヘルメットの着用を努めましょう。

『交通教本』8ページ 《最新の道路交通法の改正》

自転車関連。クルマの運転者にも「自転車は車道を通行する」ということを良く認識しておいてもらわなくては。

交通犯罪に遭って五年

東京都 上原 順一郎

娘、明香(さやか)の命が、奪われて5年が過ぎようとしている。平成17年11月1日、午後9時37分、成城学園前駅から、自転車で帰宅途中、後ろから来た酔っぱらい運転、ノーブレーキの車に、追突され、ボンネットにはね上げられ、首の骨を折り、即死。犯人は60メートル走り、やっと停止。エアバッグが開いて助かった。しかも、娘がうずくまっているにもかかわらず、救命措置をするでもなく、救急車を呼ぶでもなく、のうのうと煙草を吸っていた。他人に注意されるまで気づかず。パトカーにのせられても両手でVサインするだけ。とても、血の通った人間のすることではない。上2人男の子、やっと生まれた女の子。こんな事をされるために育てたのではない。病院の霊安室で対面した時、顔の右半分は包帯でぐるぐる巻き、左半分は血だらけ。余りのショックで声も出なかった。

妻は待合室で腰が抜けて、立ち上がれず。

娘も、あれがしたい、これがしたい希望があったらうに。何も叶えられないまま、旅立ってしまった。無念であつたらう。

裁判中も、一言も謝らず、涙も流さず、頭を下げる様子もない。自分さえ、良ければという様子。加害者は好きなことが言えるが、被害者は何も言えな

い。娘を殺しておいて懲役5年とは短すぎる。一生刑務所から出て来られないようにしてほしい。

殺した人数、殺し方、そんなの関係ない。今の交通犯罪の罰し方は甘すぎる。

最初は、業務上過失致死で起訴されたが、危険運転致死で再起訴された。

娘は交通ルールを守っていたにもかかわらず殺された。

今の社会はまちがっている。保護されるのは、被害者の方。今の社会は保護されているのは、加害者の方。事件が起きると生き立ち、家庭環境が論じられるが、被害者はかやの外。精神鑑定をして、クロと認められれば、罪に問えない。

人を殺しても、運転免許を再挑戦すれば、取得することができる。こんな社会、どう考えてもおかしい。

行政であれこれ施行しても、良くなる。上から目線で、考えていても解決しない。

明日は、我が身と考えてほしい。

かわいそう、かわいそうでは何も解決しない。仏作って魂入れずではいけない。

(公社)被害者支援都民センター・被害者都民センター自助グループ
「もう一度会いたい」(遺族の手記)より

『教本』40ページ 《交通犯罪に遭って五年》

被害者遺族の手記が掲載されています。「交通犯罪」という言葉が『交通教本』に載りました。

5 安全運転に必要な知識など

5-1 視覚の特性

人間の感覚のうち視覚は、安全な運転のために最も大切です。運転中は、特に次のような点に注意しましょう。

- (1) 一点だけを注視したり、ぼんやり見ているだけでなく、たえず前方に注意するとともに、ルームミラーやサイドミラーなどによって周囲の交通の状況に目を配りましょう。また、高速になると視力が低下し、特に近くのものが見えにくくなるので、注意しましょう。
- (2) 疲労の影響は、目に最も強く現われます。疲労の度が高まるにつれて、見落としや見間違いが多くなるので気をつけましょう。
- (3) 明るさが急に変わると、視力は、一時急激に低下します。トンネルに入る前やトンネルから出るときは速度を落としましょう。また、夜間は対向車のライトを直視しないようにしましょう。

5-2 自動車に働く自然の力

安全な運転をするためには、走行中、車に働く自然の力とその運転に与える影響について、正しい知識を身につけることが必要です。

(1) 摩擦の力

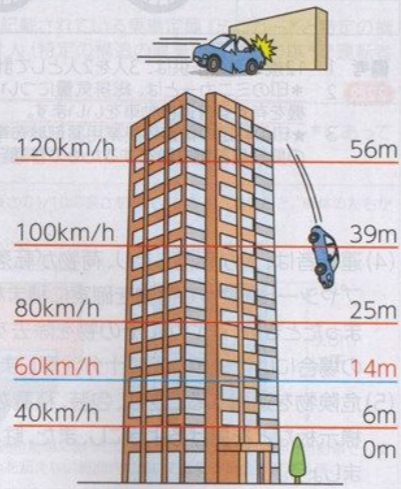
走行中の車は、クラッチを切っても走り続けようとする性質があるため、すぐには止まりません。この車を止めるためには、ブレーキをかけて車輪の回転を止め、タイヤと路面との摩擦抵抗を利用します。ぬれたアスファルト路面を走るときなどは、摩擦抵抗が小さくなり制動距離が長くなります。また、高速運転中に急ブレーキをかけると、車輪がロックし路上をすべるので特に注意しましょう。

(2) 遠心力

自動車がカーブを回ろうとするときには、自動車の重心に遠心力が働き、自動車はカーブの外側にすべり出そうとします。このため、荷物の積み方が悪く重心の位置が高くなったり、片寄ったりすると自動車は倒れやすくなります。遠心力の大きさは、カーブの半径が小さいほど大きくなり、速度の2乗に比例して大きくなります。安全にカーブを回するためには、カーブに入る前の直線部分で早めにブレーキをかけ、十分速度を落としておく必要があります。

(3) 衝撃力

交通事故の大きさは、車が衝突したときに相手に与えたり、自分が受けたりする衝撃力の大きさに関係します。衝撃力は速度と重量に応じて大きくなり、また、固い物にぶつかるときのように、衝撃の作用が短時間に行われるほどその力は大きくなります。例えば、時速



2 自動車を運転する前の心得

60kmでコンクリートの壁に激突した場合は、約14mの高さ(ビルの5階程度)から落ちた場合と同じ程度の衝撃力を受けます。高速運転するときには、特に注意しましょう。

(4) 速度の影響

制動距離や遠心力などは、いずれも速度の2乗に比例して大きくなります。速度が2倍になれば、制動距離や、カーブで車の横すべりや転倒をさせようとする力は、2倍になるのではなく、4倍になります(P.60のグラフ「速度と停止距離のめやす」)。

5-3 交通公害、地球温暖化の防止など

- (1) 自動車の排出ガスや騒音、振動によって、被害を受けている住民は少なくありません。道路を通行するときは、最高速度や積載制限などの規制を守り、不必要な急発進や急ブレーキ、空ぶかしをさけるなど交通公害を少なくするよう努めましょう。
- (2) 自動車の排出ガスの中には、一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物など人体に有害な物質が含まれており、これらの排出ガスが大気を汚染する原因のひとつとなっています。大気汚染により、光化学スモッグが発生したときや発生するおそれのあるときは、自動車の使用を控えましょう。
- (3) 地球温暖化の一因となっている二酸化炭素や人体に有害な物質である窒素酸化物等の排出削減のために、やさしい発進、加速・減速の少ない運転、駐車時のアイドリングストップなどの環境負荷の軽減に配慮した自動車の使用(エコドライブ)に努めましょう。

5-4 運転適性

運転についての適性を自覚することは、安全な運転のために大切なことです。運転適性についての指導は、各都道府県の交通安全活動推進センターなどで行っていますので、利用しましょう。

第3章 自動車の運転の方法

1 安全な発進

1-1 車の乗り降り

- (1) 乗り降りするときは、周囲の状況、特に後方からの車の有無を確認、交通量の多いところでは左側のドアから乗り降りしましょう。乗ってからドアを閉めるときは、少し手前で一度止め、力を入れて閉めるようにしましょう。また、降りるためにドアを開けるときは、まず少し開けて一度止め、安全を確認してから降りましょう。降りるときの最初に少し開ける動作は、他の交通への合図にもなります。
- (2) ドアを開けるときや、車から降りるときには、運転者は後方の安全を確認しなければなりません。また、ドアをロックし、同乗者がドアを不用意に開けたりしないように注意しなければなりません。

自動車を運転する前の心得
2
3 自動車の運転の方法

『教本』52ページ 《自動車に働く自然の力》

自動車がぶつかったときの衝撃力について説明しています。何mの高さからの落下に相当するという例示があります。本文ではさらっと述べていますが、自動車と人がぶつかったときには、その衝撃力が生身の人間に与えられるわけで、その脅威と責任はもっと強調されるべきではないでしょうか。

3 歩行者の保護など

3-1 歩行者のそばを通るとき

- (1) 歩行者のそばを通るときは、歩行者との間に安全な間隔を空けるか、徐行しなければなりません。
- (2) 歩行者がいる安全地帯のそばを通るときは、徐行しなければなりません。
- (3) 停留所で止まっている路面電車の後方では停止し、乗り降りする人や道路を横断する人がいなくなるまで待たなければなりません。しかし、乗り降りする人がいないときで路面電車との間に1.5m以上あるときや安全地帯があるときは、徐行して進むことができます。
- (4) ぬかるみや水たまりのあるところでは、泥や水をはなて他人に迷惑をかけないように徐行するなど注意して通らなければなりません。
- (5) 止まっている車のそばを通るときは、急にドアが開いたり、車のかけから人が飛び出したる場合がありますので注意しましょう。

3-2 歩行者が横断しているときなど

- (1) 横断歩道のない交差点やその近くを歩行者が横断しているときは、その通行を妨げてはいけません。
- (2) 横断歩道や自転車横断帯に近づいたときは、横断する人や自転車がいないことが明らかになった場合のほかは、その手前で停止できるように速度を落として進まなければなりません。また、歩行者や自転車が横断しているときや横断しようとしているときは、横断歩道や自転車横断帯の手前(停止線があるときは、その手前)で一時停止をして歩行者や自転車に道をゆずらなければなりません。
- (3) 横断歩道や自転車横断帯やその手前で止まっている車があるときは、そのそばを通って前方に出る前に一時停止をしなければなりません。
- (4) 横断歩道や自転車横断帯とその手前から30m以内の場所では、ほかの車を追い越したり、追い抜いたりしてはいけません。

3-3 身体の不自由な人の保護

身体障害者用の車いすで通行している人がいる場合や白や黄のつえを持った人や盲導犬を連れた人が歩いている場合には、一時停止か徐行をして、これらの人が安全に通れるようにしなければなりません。

3-4 子供の保護

- (1) 子供が一人で歩いている場合には、一時停止か徐行をして、安全に通れるようにしなければなりません。子供は、興味をひくものに夢中になり、突然路上に飛び出したり、判断力が未熟なために、無理に道路を横断しようとしたりすることがあるので、特に注意しましょう。
- (2) 止まっている通学通園バスのそばを通るときは、徐行して安全を確かめなければなりません。

- (3) 学校、幼稚園、遊園地などの付近や通学路の標識(P.95の118)のあるところでは、子供が突然飛び出てくることがあるので、特に注意しましょう。

3-5 高齢者の保護

つえを持って歩いていた、歩行補助車を使っていたり、その通行に支障のある高齢者が通行している場合には、一時停止か徐行をして、これらの人が安全に通れるようにしなければなりません。高齢者は、加齢に伴う身体機能の変化により、個人差があるものの、一般的に歩行が遅くなったり、危険を回避するためにとっさの行動をとることが困難となったり、危険の発見や回避が遅れがちになったり、歩行が不安定になったりするので、特に注意しましょう。

3-6 歩行者用道路を通行するとき

- (1) 歩行者用道路では、沿道に車庫を持つ車などで特に通行を認められた車だけが通行できます。この場合は、特に歩行者に注意して徐行しなければなりません。

- (2) 道路に面した場所に出入りするため歩道や路側帯を横切るときには、その直前で一時停止をするとともに、歩行者の通行を妨げないようにしなければなりません。

3-7 自転車の保護

- (1) 自転車は車両の一種であり、原則として車道を通行することとされています。自転車は、不安定であり、運転者の身体を防護する機能がないという構造上の特性を持っているので、車道を通行する自転車の安全に十分配慮しましょう。

- (2) 追越しなどのため自転車のそばを通るときは、自転車のふらつきなどを予想し、自転車との間に安全な間隔を空けるか、徐行しなければなりません。

- (3) 道路に面した場所に出入りするため歩道や路側帯や自転車道を横切るときには、その直前で一時停止をし、自転車がいないかを確認するようにしましょう。

- (4) 交差点を通行するときは、交差する道路を通行する自転車との衝突や左側を通行している自転車の巻き込みなどに十分注意するとともに、自転車の運転者が自動車の存在を認識しているかどうか確認しながら通行するようにしましょう。

3-8 初心運転者などの保護

初心運転者、高齢者マークをつけている高齢運転者、聴覚障害者マークをつけている聴覚障害のある運転者、身体障害者マークをつけている身体の不自由な運転者や仮免許で練習中の者が自動車を運転しているときは、危険をさけるためやむを得ない場合のほか、その車の側方に幅寄せをしたり、前方に無理に割り込んではいけません。また、聴覚障害者マークをつけている聴覚障害のある運転者は警音器の音が聞こえないことがあるので、安全に通行できるように配慮しましょう。

3-9 暴走行為の禁止

車を運転して集団で走行する場合は、ジグザグ運転や巻き込み運転など、ほかの車に危険を

3 自動車の運転の方法

3 自動車の運転の方法

『教本』58ページ 《歩行者の保護など》

重要なことが書いてあるのですが、たいへん地味な編集になっています。

ページもイラストも使って、もっと強力に啓発するべきです。(参照→『しおり』4ページ、クルマによる歩行者被害の多さ)

安全運転 5 則

①安全速度を必ず守る



②カーブの手前でスピードを落とす



③交差点では必ず安全を確認める



④一時停止で横断歩行者の安全を守る



⑤飲酒運転は絶対にしない



『教本』112ページ 《安全運転 5 則》

- ① 安全速度を必ず守る。
- ② カーブの手前でスピードを落とす。
- ③ 交差点では必ず安全を確認める。
- ④ 一時停止で横断歩行者の安全を守る。
- ⑤ 飲酒運転は絶対にしない。

ひっそりと忘れられたように最後の1ページに置かれていますが、かつて講習で配付された『人にやさしい安全運転』では詳しい解説付きで中心的な記事として扱われていました。

これだけでも本当に実践されれば、道路交通は見違えるように沈静化し、「人にやさしく」なるでしょう。表紙などに置くべきでは？

(おわり)